慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	寺崎修君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.4 (1988. 4) ,p.162- 166
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880428-0162

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

寺崎修君学位請求論文審査報告

寺崎君の学位請求論文は、「明治自由党の研究（上下）」五二〇頁である。

戦後、民主主義に対する関心の高まりは、その源流に目を向けさせ、明治初期に興隆した自由民権運動についての研究は、日を追って盛んとなりつつある。同研究の中核は、いうまでもなく明治十四年十月に結成され、同十七年十月に解散のやむなきにいたった自由党の動向にある。従って、同党興亡をめぐっての諸問題については、既に多様な構想が提示されるとともに、一方、新史料の採訪、発見もまた精力的に進められてきた。その進歩はまさに飛躍的といって過言ではない。

しかし、史的研究には、それが発展すればする程、かえって第二、第三の疑問点が生ずるという傾向が見出される。明治自由党についての校覈もまたその例にもれず、疑点は基礎的部分において、論を経るごとに拡大し、新たなる論を必要とするというのが、その実情である。

本研究はまさに、かかる学界希冀の論題に正面よりとり組んだものであって、筆者はひたすらに、より良き史料の発見につとめ、疑義の一端を解明すべく努力を重ねている。

これは評者の感想に過ぎぬが、古代史に比較すると、近代史研究には、ややもすれば、一定の理論を前提として、歴史的事実をむしろこれに従属せしめるという研究が多いように思われる。本研究は、その「あとがき」に、強調されている如く、かかる傾向に背をむけるものであって、一隅を示して、四隅を推知せしめる如きは、筆者のとる処ではなく、その態度は、あくまでも実証主義を貫くという処にある。仍って、本研究を一読して、「余りにも煩瑣な」という批評を下すが如きは、筆者の真意を理解せざるの言であるといわざるをえない。

即ち、本論考はこれを一言にして述べれば、華麗とはいえないが、着実な研究といえる。評者もまた、当該論題について、現段階において最も必要とされる研究は、かかる手法によるものであるという点では、敢えて結論を先にする如くであるが、これに賛意を評しておきたい。

本論考は、これを二部に大別することができる。その一は、本題である自由党の成立より解散にいたるまでの重要問題を考究せるものであり、第一篇がそれに相当している。その二は、自由党に関連する諸問題を対象としたものであって、同党をめぐって生じたいくつかの事件を検討した第二篇、有力党員の伝を考察した第三篇がこれに相当している。

第一部（第一篇）第一章は、自由党創立に際して設置された同党地方部についての論考である。自由党は、一般に「日本最初の全国的政党」といわれている。しかし、それが「全国的」と称するに価いするものであったか否かには、先ず地方部なるも

のが、如何なる範囲に、如何なる程度の組織を有して存在したかが知られねばならない。然るにこの種の研究は、二三の地方史的論考を除いては、殆どその例をみない。筆者は、本章において、各地の地方史料を探求し、本問題の解明につとめ、併せて明治十五年六月の集会条例改正追加によって、弾圧解散のやむなきにいたった地方部、並びにその構成員が、これに如何に対応し、いかなる運命をたどったかを考証している。

本章において、筆者が指摘しえた存在確実な地方部は、北は函館より、南は熊本にいたる三十二に及んでいる。それらの組織の強弱には相当な差がみられるが、その数は、盛時の自由党が「全国的政党」と呼ばれるにふさわしいものであったことを確認させる。なお、この種の研究には、労多くして、功少い、地方新聞等の精査が必要であるが、筆者はよくその労苦を克服している。

次に、集会条例改正後の地方部については、本稿は、その対応の様に則して、一、構成員全体が本部に加入したもの、二、幹部のみが参加したもの、三、地方政党の結成へと進んだもの、四、放棄され、消滅へと向ったものの四つに分別し、一、二は意外に少数であって、三、四がその大半であったことを論証している。

右によれば、条例改正によって蒙った自由党の打撃は、「自由党史」等に記された以上であって、同党は、その成立直後において、はやくも基脚を失うにいたったことが知られるのである。

第二章は、明治十五年八月末に突発した有名な板垣外遊にからんでの党内紛争の研究である。而して、筆者は新資料である星亨関係書類等を駆使して、洋行反対派幹部処分の経緯、星亨の入党、並びに十六年定期大会の様相等をあとづけている。

右の中、特に注目すべき事実は、十六年定期大会の論議であって、筆者はそこにおいて、はやくも自由党解党の論が出されたこと、大量離党を防ぐために、党費の大幅引き下げを決定せざるをえなかったことを指摘している。自由党なる政党が、十六年四月の段階において、殆どその力を失い、板垣の名望のみが、かろうじてその存在を支えていたことは、これによって証せられたものと考えてよい。

第三章は、明治十七年十月に断行のやむなきにいたった自由党解党にいたるまでの経過の研究であって、それを通じて、解党の原因が主として奈辺に存したかが考証されている。

自由党解党の因由については、既に多くの試論が提示されているが、板垣帰朝後、解党に決するまでの党内論議が明かでないために、その推定は、まさに隔靴掻痒の観があった。しかるに筆者は、本稿において「自明治十五年至同十七年機密探偵書」なる新史料に依拠して、その論争の様を、まのあたりに見るが如く、再現している。

右によれば、この同党の危機に際会して、たたかわされていた議論は、通説の如き、党内主流派と急進派との路線討議などではない。それは、如何にして十万円の党資金募集計画を成功

に導びくかという技術的論争であって、同計画の挫折が、板垣の不信不満の念を強めて、解党の決意を抱かしめたことが示されている。

それにしても、数ヵ月にわたる党幹部の努力のたまものが、計画の十分の一、一万円そこそこであったとは。これでは、板垣ならずとも悲観的にならざるをえないのは当然である。自由党の疾病は、革命派の切り離しなどでは、打開しえない段階にたちいたっていたことは、これによって明かにされたと思う。

以上が、本論考の第一部の大意であるが、同篇には、その末尾に自由党の役員名簿、並びに各大会出席者の名簿が復元され、従前の研究の欠が補われている。右は将来における自由党研究に便益をもたらすものであり、更に、一般にノートの類は、これを公開しないという斯学の傾向を是正するものとしても、高い評価が与えられるべきものである。

本論考第二部（第二篇、及び第三篇）は、上述の如く自由党研究各論、外伝に相当するものであって、その前篇第一章は、同党成立直後に起った最初の災厄、集会条例違反事件がその対象とされている。

右事件については、それを論じた先行論文は相当数に及んでいる。しかし、同事件大審院上告審について論及したものは、二、三にすぎず、しかもそのいずれも、検事側敗訴、即ち原判決維持におわったとしている。しかるに、筆者は、大審院判決の原文にあたって、結論として、被告側全面的敗訴、即ち自由党幹事五名に連帯して二円の罰金を負わせた原判決が破棄され、各自に二円の罰金が科されたことを論証している。

まさに、後年の編纂物に依拠して、原史料にあたる作業を怠ることが、如何に危険かということを示す好例であって、筆者年来の主唱は、本稿において最もよく生かされている。

第二章は、星亨の起した明治十七年官吏侮辱事件についての研究であって、「星亨関係書類」、「公文録」所収の諸記録等の新史料が多く用いられ、独立した論文では、先行のものをみない当該事件の全容があとずけられている。

右の中、特に注目すべきことは、同事件は、その直後においては、県令の意向によって、より軽い行政処分にて解決する方針であったこと、しかるに、一転して官吏侮辱罪の適用へと変更され、新潟警察署は、監臨官調書を偽作する等々、あらゆる手段を用いて、星を有罪に追いこんだこと等である。これは党員といえども、有名人に対しては、県当局の意志が、かならずしも統一されず、弾圧についても、その方針に軽重がみられたことを示して興味深い。

第三章は、「自由党史」所見のいわゆる「一般的大動乱」なるものが、果して存在したのか否か、換言すれば、明治十七年前後に、各地に起った静岡、加波山、大阪等の諸事件の首謀者の間に、果して「謀を通じ」、「暗に気脈を通ず」という交渉が存したのか否かを解明するものである。

右の疑義についての筆者の見解は、肯定的であって、そのた

め筆者は、事件関係者の訊問調書等を各地にあさり、論証につとめている。

一般に、「自由党史」にみえる地方暴動事件の記事には誇張が多く、これを疑う風が深い。しかし、本稿は、この種編纂物にも、信頼に価いする部分があることを裏付けたものとして注目に価いする。

第四章は、名古屋事件に関連する論文であって、従来殆ど空白であった事件関係者の有罪確定後の状況、並びに三十年における大赦、それについで行われた特赦に浴して出獄した人々の氏名などが明かにされている。

これによると、事件関係者中、刑死三名を除いた獄死者の数は、二十三名中、十一名にのぼっている。当代監獄の環境が、如何に劣悪をきわめたかを示すものといえよう。

第二部後篇、即ち、本論文第三篇は、前述の如く、自由党有力者の伝が、これにあてられている。とり上げられた人物は、同党幹事林包明、静岡事件の造意鈴木音高、土佐派民権家児島稔の三名であって、彼等はいずれも自由党興亡の歴史に、しばしば名をあらわしながら、伝不詳とされてきた人々である。事件中心人物の性格が、その結末に影響をもたらすことは、史学研究者の等しく認めるところである。従って、三名の出自、幼年時代の環境より論を進める本編は、自由党史そのものの研究に、直接関接に利用しうるものといえる。

また、第二章によれば、鈴木の如きは、晩年「自由は既に死せり」といわれた日本を去り、渡米にふみきり、爾後数十年にわたって、日系人の権利保護につとめたという。仍って、本章の如きは、「先人の功、没すべからず」という面よりしても、意義を有するというべきであろう。

以上の如く、本研究は、新史料を駆使して、自由党の歴史を再構築せんとするものであって、今後、如何なる方法論をとる者といえども、これを無視して前進を計ることは、至難と考えられる。

勿論、明治自由党についての研究は、きわめて多岐広大であって、本論文の論ずる処によって、その大半が解決したわけでないことはいうまでもない。また、本論考が直接対象とした分野においても、論証はかえって次の疑義を生み、疑点自体は、かえって拡大した部分も見出される。例えば、所論の如く、自由党解散の動因が、資金募集計画の挫折にあったとしても、何故に、依然として板垣を「自由権現、民権神」として尊崇していた地方名望家たちが、この計画に冷淡をきわめたのか、何故に、入党時において、十数万の資産をきずいていたといわれる星が、その財の一部をも投じようとしなかったのか、等々疑義は一向に減少していない。かかる問題の解明については、更に著者の努力が期待される次第である。

しかし、望蜀はともかくとして、本論文は、自由党研究に、「百尺竿頭一歩を進める」という程度をはるかに越えた知見を加えるものであって、かくまで良質な史料を、かくまで多量に

発見して、学界注目の問題を論じた研究は、管見の及ぶ限りにおいて、近時まれであると思う。

本論文を以て、日本近代史に大なる貢献をもたらすものと評することは、決して過褒とはいえないと考える。

仍って、審査員一同は、ここに一致して、同論考を法学博士（慶應義塾大学）の学位を授けるのに適当なものと認定し、推挽する次第である。

昭和六十二年九月一日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　利光三津夫
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　中村　勝範
副査　慶應義塾大学名誉教授　法学博士　手塚　豊

加藤富子君学位請求論文審査報告

加藤富子君から提出された学位請求論文は、『地方自治体における政策形成過程の分析「都市型自治」実現への提言』であり、その構成および内容は以下の通りである。

（一）論文の構成

第一章　序論
一　はじめに
二　市によって異なる政策形成パターン
三　実証的な政策形成過程研究の意義
四　本稿の構想
第二章　政治・行政体質改革の推進主体
一　政治・行政の近代化につまずいた市
二　市長主導による衝撃型改革路線
三　市長主導による漸進型改革路線
四　市長主導による折衷型改革路線
五　市民主導による改革路線
第三章　都市化現象と市役所職員
一　市長の職員に対する評価
二　国・県依存の農村型、市民指向の都市型